

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1 会議名	平成24年度第3回姫路市環境審議会環境基本計画委員会
2 開催日時	平成24年9月26日(水曜日) 10時00分～11時00分
3 開催場所	姫路市役所北別館 4階 403会議室
4 出席者又は欠席者名 (敬称略) (出席者) 山村充、足立昌子、有馬妙子、石井修、川崎志保、糺川恵司、中瀬勲、福永明 (欠席者) 小河晶子、杉江他曾宏 (事務局) 環境局長 中澤賢悟 環境政策室 池田康政、小村博史、三浦弥生、大西真吏	
5 傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴不可
6 議題又は案件及び結論等 議題 新姫路市環境基本計画について	
7 会議の全部内容又は進行記録 詳細については別紙参照	

1. 新姫路市環境基本計画案の内容説明

(1) 第 1 章について **資料 1**

「第 1 節 計画の趣旨」、「第 2 節 計画の基本的事項」については、前回示した案と大きな変更はないが、「計画の位置づけ」を示した図については、総合計画や関連諸計画との関係を分かりやすくするため、総合計画が上位であることが分かりやすいように図を変更した。

なお、地球温暖化防止に向けた計画である「姫路市地球温暖化対策実行計画区域施策編」や「姫路市環境アクション」については、環境基本計画のもと推進していくこととしている。

「第 3 節 計画を取り巻く背景」については、骨子案では箇条書きで書いていたものを文章化している。

「1. 環境をめぐる潮流」については、まず「(1) 社会潮流」として、

- ・少子高齢化の進展と人口減少社会の到来の影響により、環境保全の担い手の減少が起きていること
- ・低炭素・循環型社会への社会的要請が強まっており、特に東日本大震災以降、原子力発電も含めたエネルギー政策や地球温暖化対策の見直しが進められていること
- ・平成 22 年に、名古屋市において「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」の開催や「生物多様性保全活動促進法」が公布されるなど、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた一層の取組みが必要とされていること
- ・環境問題を解決するためには、学校や地域社会における環境教育の重要性が増しており、国際的にも平成 14 年に「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が国連総会で採択されたことを受け、我が国においては、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」実施計画の策定や平成 23 年には「環境教育等促進法」が公布されるなど、環境教育の一層の促進が進められていること
- ・環境を経済発展の牽引役の一つとして考えるグリーン成長に向けた取組みが活発になり、市場において省エネルギー・省資源型の機器をはじめとする環境配慮型商品・サービスの普及が進み、今後も拡大すると予想され、平成 24 年（今年）に閣議決定された「日本再生戦略」では、再生可能エネルギーの普及などを目指す「グリーン成長戦略」を最重要戦略として位置づけていること
- ・大気・水・土壌環境、化学物質への対策が依然として求められており、東日本大震災以降、リスク評価の考え方が、防災面のみならず、環境面においても重視されていること

などを主な社会潮流として挙げている。

次に、「(2) 市民意識」に関しては、「関心のある環境問題」と「姫路市が重点的に進めていくべき環境施策」について掲載している。

「関心のある環境問題」については、グラフのとおり、「地球温暖化等の地球環境問題」、「公園・緑地や親しみやすい水辺の整備」、「ヒートアイランド現象」「太陽光などの再生可能エネルギー等の活用」、「開発などに伴う緑や鳥・魚・昆虫などの減少（生物多様性の損失）」に関心が高いという結果となっている。

「重点的に進めていくべき環境施策」では、「不法投棄・ポイ捨て対策」が最も高く、次に「地球温暖化対策」となっている。

なお、計画書を作成する際には、資料編（資料 2）の中に、市民意識調査結果のグラフ

を全て掲載する予定である。

「2. 姫路市の特性」では、「(1) 概況」として、市勢、歴史、地域の状況を、「(2) 環境の現状」として、現在の計画の5つの基本目標ごとの指標の推移を実施状況としてまとめている。

「3. 今後の環境づくりに求められる視点」では、

- (1)多様な主体による行動と協働の推進として、
 - ・市民共治（ローカル・ガバナンス）の実現
 - ・生涯現役社会の実現
 - ・事業者との連携
- (2)持続可能な社会の実現として、
 - ・エネルギーの有効利用、廃棄物の再資源化など物質循環の健全化
 - ・環境・経済・社会の連携的向上
- (3)多様な自然環境の保全として、
 - ・生物多様性の保全、向上
 - ・地域資源の活用
- (4)総合的な環境施策の推進として、
 - ・分野相互間の連携による取り組み推進
- (5)社会情勢に対応した戦略をもった取り組みとして、
 - ・グローバルな視点に立った都市づくりの推進
 - ・長期的な視点での戦略

以上5つの視点を挙げている。

「第4節 計画の全体構成」では、計画の一覧性を高めるため、計画の全体構成を図示したものを掲載している。

全体として、5章から成る構成としている。

(2) 第2章、第3章について

第2章「計画が目指すもの」の「第1節 環境像」は、前回示したとおり、「自然と人が調和し、未来につなぐ環境城下町・姫路 ～持続可能な環境共生社会の形成を目指して～」と設定している。

「第2節 環境像実現のための基本目標」については、基本目標として、持続可能な環境共生社会を次世代に引き継いでいくため、「基本目標1：市民環境力の向上」と「基本目標2：低炭素・循環型社会の構築」を掲げたいと考えている。

また、快適で安心して暮らせる地域環境及び動植物の持続的な生息・生育環境を維持・創出するため、「基本目標3：生活環境の保全」、「基本目標4：自然環境との共生」、「基本目標5：快適環境の創出」を掲げたいと考えている。

第3章「目標を達成するために取り組むこと」では、基本目標ごとの具体的な取り組みを示している。

基本目標と推進施策を示した表については、前回の案では記載していた、「快適環境の創出」の中の「人と環境にやさしいまちづくり（バリアフリー）」は削除している。

具体的な取り組みについては、前回の委員会では、施策や事業、環境指標の落とし込みをしていなかったが、庁内での会議やヒアリング内容等を反映させながら、このたび作成している。

「基本目標1：市民環境力の向上」のうち、「1 環境学習の推進」については、「取組

内容」の表のとおり、「環境学習機会の提供」、「学校教育等における環境学習の推進」、出前環境教室等の「主体的な環境学習の取り組みへの支援」、「環境づくりを担う人材の育成」の4つの取組みを挙げている。

「2 環境情報の共有」については、環境情報システムの整備・活用等による「環境情報の発信」、水生生物調査やスターウォッチング調査等による「環境情報の収集」の2つの取組みを挙げている。

「3 環境配慮活動の促進」については、環境アクションの推進等の「環境配慮活動の率先行動」、こどもエコクラブ事業や環境づくり市民会議等の「市民等の環境配慮活動の促進」の2つの取組みを挙げている。

次に、「基本目標2 低炭素・循環型社会の構築」のうち、「1 低炭素社会の構築」については、地球温暖化対策実行計画区域施策編や市の率先行動計画である環境アクションによる「計画的な温室効果ガスの削減」、国際規格等認証取得支援事業等の「産業部門対策の推進」、ライトダウンキャンペーンや緑のカーテン、レジ袋削減に向けた取組み等の「民生部門対策の推進」、ノーマイカー運動や低公害車の導入促進等の「運輸部門対策の推進」、太陽光発電等の「再生可能エネルギー等の利用促進」、「緑の保全と創造」、「フロン回収の促進」の7つの取組みを挙げている。

「2 循環型社会の構築」については、レジ袋削減運動やカレンダー方式による家庭ごみ分別排出の促進等の「資源循環に関する取り組み」、「一般廃棄物の適正処理の推進」、「産業廃棄物の適正処理の推進」の3つの取組みを挙げている。

「3 環境と経済の調和」については、朝市の開催等の地産地消推進事業、農商工連携、循環型林業の推進などを挙げている。

次に、「基本目標3 生活環境の保全」のうち、「1 大気環境の保全」については、大気汚染の常時監視等の「環境監視体制の充実」、法令等に基づく規制・指導の徹底等の「工場・事業場等への規制・指導」、総合交通体系の構築や道路の体系的整備等の「自動車交通対策の推進」の3つの取組みを挙げている。

「2 水環境の保全」については、公共用水域の常時監視等の「環境監視体制の充実」、法令等に基づく規制・指導の徹底等の「工場・事業場等への規制・指導」、公共下水道の整備等の「生活排水対策の推進」、河川の美化・浄化活動やため池クリーンキャンペーン等の「河川等の美化・浄化」、雨水排水の利用等の「水循環の健全化」の5つの取組みを挙げている。

「3 土壌環境の保全」については、地下水常時監視やダイオキシン類調査の「環境監視体制の充実」、「土壌汚染対策の推進」の2つの取組みを挙げている。

「4 静けさの確保」については、法令等に基づく規制・指導の徹底等の「工場・事業場や建設作業等への規制・指導」、一般環境騒音調査や道路交通の円滑化等の「自動車交通対策の推進」、パンフレット等の配付により啓発を行う「近隣騒音対策の推進」の3つの取組みを挙げている。

「5 ヒートアイランド対策の推進」については、緑地の保全と緑化の推進や遮熱性舗装の整備を挙げている。

次に、「基本目標4 自然環境との共生」のうち、「1 生物多様性の確保」については、小学校対象の身近な生き物調査や水生生物調査等の「生息・生育状況の調査・把握」、自然保護条例に基づく保護地区や保存樹等の指定・保護等の「生息・生育空間の保全・維持」、ノジギク・サギソウの普及・促進等の「貴重種等の保護」、環境イベントや水族館での展示や特定外来生物の駆除に係る「外来生物対策の推進」の4つの取組みを挙げている。

「2 身近な緑の保全と創造」については、緑の基本計画の推進や姫路まちごと緑花大作戦事業等の「緑化の推進」、都市公園等の整備等の「公園等の整備」、緑の基本計画に基づく風致地区の指定等の「緑地等の保全」の3つの取組みを挙げている。

「3 身近な水辺の保全と創造」については、水生生物調査や海水浴場調査等の「身近な水辺にふれあう機会の創出」、多自然川づくりの推進等の「親水空間の整備」の2つの取組みを挙げている。

「4 自然資源の活用」については、農用地や自然公園等の保全、体験型学習、エコツアーリズム等の推進を挙げている。

次に、「基本目標5：快適環境の創出」のうち、「1 魅力的な景観の形成」については、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」の推進等の「計画的な景観形成の推進」、都市景観条例や景観計画等に基づく規制・誘導等の「景観形成の誘導」、都市景観アドバイザーの派遣等の「市民の自主的な景観形成の促進」の3つの取組みを挙げている。

「2 歴史文化資源の保存と活用」については、文化財の保存修理等の「歴史文化資源の保存・整備」、町家等の利活用や文化財散策ルートの整備等の「歴史文化資源の活用」の2つの取組みを挙げている。

「3 環境美化活動の促進」については、まち美化運動、不法投棄の防止対策事業の推進などを挙げている。

「第2節 地域特性に応じて留意すること」については、本市が山間部から群島部に至る約 **534k m²**もの広範な面積を有しており、環境特性が異なる複数の地域から成り立っていることから、地域ごとの特性やそれを踏まえた環境づくりの方向性を示している。

前回に示したとおり、現行計画の区分を引き継ぎ、「森林・丘陵・田園地域」、「市街地地域」、「臨海・群島地域」の3つの地域に区分し、地域ごとに環境づくりの方向性を示す。

(3) 第4章、第5章について

「第4章 リーディングプラン」では、計画全体を牽引するものとして、特に重点的に取り組んでいくテーマをリーディングプランと位置づけ、「環境学習推進の輪づくり」、「生物多様性地域戦略づくり」「再生可能エネルギーの導入促進」を掲げたいと考えている。

「1 環境学習推進の輪づくり」として、取組方針を

- ・市民や事業者と市のパートナーシップを構築し、市全体に環境学習の取組みが広がる仕組みづくりを行い、環境関連施設間での情報の共有化など環境学習を推進するためのネットワーク化を図る

などとし、**59** ページにあるとおり、「パートナーシップ型環境学習の推進」、「楽しく学ぶ環境学習の実施」、「姫路スタイルの環境学習」に取り組んでいきたいと考えている。

「2 生物多様性地域戦略づくり」として、生物多様性への総合的な対応が求められていることから、取組方針を

- ・姫路市自然保護条例に基づく取組みを継続するとともに、本市の生物多様性に関する総合的な指針を策定する

などとし、**61** ページにあるとおり、「生物多様性地域戦略の策定」、「生物多様性推進ネットワークの構築」、「外来種の駆除」に取り組んでいきたいと考えている。

「3 再生可能エネルギーの導入促進」として、低炭素社会の実現やエネルギー問題・電力不足への対応、地域経済の活性化などの観点から再生可能エネルギーの一層の導入促進を図る必要があることから、取組方針を

- ・日照に恵まれた本市の特性を活かし、太陽光発電の普及促進を図る

などとし、「太陽光発電の導入拡大」、「その他再生可能エネルギーの導入促進」、「市施設への太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進」に取り組んでいきたいと考えている。

「第5章 目標の達成に向けみんなで取り組むために」については、前回示したものとほとんど変更はないが、65ページの市民・事業者の意識調査結果のグラフや、69ページの進行管理のツールである環境指標をまとめた表を掲載している。

(4) こども版市民アンケートについて 資料2

資料2には、市民アンケートの結果概要、姫路の環境をみんなで守り育てる条例、用語解説を掲載している。その中のこども版市民アンケートについて説明する。

こども版市民アンケートは、9月23日、24日に行われた環境フェスティバルにて実施し、113件の回答を得た。回答者の内訳としては、小学校3年生から6年生までの生徒を主な対象としている。

最初の設問「あなたは自分の身のまわりの環境についてどう思っていますか」に対しては、「生き物が多い」「空気がきれい」等の回答が上位にくる一方、「水がきたない」「ゴミが多い」等の厳しい回答もあった。この結果から、子どもは視覚的に捉えやすいものに対してより反応を示すのではないかと考えられる。

次の「あなたは、どのような環境問題に関心がありますか」に対しては、「緑が少なくなること」「地球全体の気温が高くなり色々な問題が起きること」等の回答が上位にきた。中でも「地球全体の～」が上位にきているのは、環境学習の成果が現れているのではないかと考えられる。

次の「あなたは、未来（20年後）の環境がどうなって欲しいですか」に対しては、「空気が水がきれいなまち」「道や川などにごみがないまち」等の回答が上位にきた。

最後の「あなたが、日ごろから行っていることを教えてください」に対しては、「ごみのポイ捨てをしない」「買い物の時はマイバッグを使っている」等、小学生が取り組みやすいごみ関係の回答が上位にきた。

2. 意見・質疑応答

委員：基本計画の1章については、前回からの変更点はないのか。

事務局：基本的な方針については、変更点はない。細部としては、2ページの図1-1について、環境基本計画の位置づけが分かりやすいように改良した。また、4ページ以降の「(1)社会潮流」については、以前は箇条書きにしていたものを文章化した。

委員：15ページの「市民共治（ローカル・ガバナンス）」という言葉は、よく使われる言葉なのか。

事務局：姫路市の総合計画である「ふるさとひめじプラン2020」の中に「市民共治（ローカル・ガバナンス）」という言葉が使われている。行政が主導するのではなく、様々な団体が協力し、民意主導ですすめていきたいという観点から、「市民共治（ローカル・ガバナンス）」という言葉を使っている。

委員：2ページの図1-1の左下のボックス（姫路市農村環境計画など記載）の部分に、都市計画マスタープランは入れないのか。多くの自治体では、都市計画マスタープラン、公園緑地計画、環境基本計画を三本柱にしている。せめてこのボックスの中に入れるくらいはしておいた方がよいのではないのか。

事務局：旧姫路市と旧香寺町で整理がついていないため、入れるかどうか検討中であ

る。今後所管課と相談して決定したい。

委員：14ページの「一人当たりの都市公園面積」だが、人口が漸減している現状で、何もしなくても自然に上昇していく数字にはあまり意味が無いと思う。何か別の新しい指標に変えるべきではないか。

事務局：この指標については、「姫路市緑の基本計画」の中で「一人当たり10㎡」という目標が定められているため盛り込んでいる。

委員：6ページでは「環境教育・環境学習の推進」とあるが、後のページの方では「環境学習」という言葉しか出てきていない。整合性がとれていないように思う。

事務局：国の法律では「環境教育」となっているが、市としては自ら学ぶ「環境学習」に重きを置きたいと考えている。6ページの文言は環境教育関連の法律を述べている箇所なので「環境教育」という言葉を使ったが、それ以外の部分は整理する。

委員：子ども版市民アンケートの結果だが、「生き物が多い」が72件ある一方、「生き物が少ない」も16件ある。地域別に分類しないと、内容がよくわからない。

事務局：ご指摘のとおり。ただし、今回のアンケートについては、環境フェスティバルに会場した子どもを対象としているため母数が少なく、地域別に分類することは難しいと考えている。

委員：以前企業向けにアンケートをとった際、企業が関心を持っているのがゴミ、地球温暖化、自然環境の順であった。市民の結果と企業の結果では乖離が見られるので、もう少し深く調査を行ってはどうか。

事務局：市民アンケートについては、市民の方を対象とし、企業を対象とはしていない。理由としては、平成13年度の策定及び平成20年度の改訂の際に、市民を対象とした意識調査を行っており、その時のものとの比較検討を行う必要があったからである。

委員：9ページの図1-3では、「不法投棄・ポイ捨て対策」が一番多い。ここにある不法投棄は、企業によるものなのか、一般市民によるものなのか。

事務局：どこから出ているのか正確にはわからない。ただ、パトロールや市民からの通報などによると、一番多いのは、川原や山の道路沿いにテレビ・エアコン等処分するのにお金がかかるものが捨てられるケースである。これらのものは、見つけ次第すぐに片付けないと後からごみを持ち込む人が続出し、ごみの山になってしまう可能性がある。これらのことから、家庭から出てくるものが多いという印象がある。

委員：子ども版市民アンケートの結果のうち、「ごみが多い」が41件、「ごみが少ない」が28件となっており、地域によって違いがあるのではないか。

事務局：地域によって違いがあるかどうかはこのアンケートからはわからないが、「生き物が多い」「空気がきれい」等の良い項目が上位に来ているものと、「ごみが多い」「水がきたない」等の悪い項目が上位に来ているものを見比べることにより、子どもたちが普段どのように感じているのか知ることができたと考えている。

委員：15ページに「生涯現役社会の実現」とあるが、これは環境とどう結びつくのか。

事務局：姫路市の生涯現役社会の考え方として、高齢者が余暇として取り組んでいることが、もっと社会に貢献できるものとして役立てていこうという考え方がある。環境についても、その地域の中心となって取り組んでいただける人がでてきてほしいという思いから盛り込んでいる。しかし、15ページの表現はご指摘のとおりわかりにくいので、文章の表現は見直す。

委員：第2章及び第3章で基本目標が挙げられているが、これらはより具体的に落としこんでいくのか。

事務局：環境基本計画は、体系的な枠組みを定めるものであり、あくまで指針としての意味合いが強い。よって、この基本計画では、これ以上深い掘り下げは行わない。個々の具体的な施策については、より下位の計画で触れていく予定である。

委員：環境学習については、ほとんど自然のことがメインになっている。もう少し地球温暖化やエネルギーのことについて盛り込んでいった方がよいのではないか。特に原発事故以降、再生可能エネルギーの議論が行われているが、将来的に市民が自分の使うエネルギーを自分で判断して選択できるように学習を行っていく必要があると思う。

委員：58ページに「市民や事業者と市のパートナーシップを構築し」とあるが、具体的にどうやってパートナーシップを構築していくのか。

委員：41ページにヒートアイランド対策が挙げられているが、姫路の地形を生かした「風の道」は有効かと思われる。また、公害防止緑地についても、豆知識あたりで盛り込んでほしい。

委員：40ページの「排水性舗装」という言葉は聞き慣れないが、この言葉づかいは正しいのか。

委員：36ページのSPMの評価について、長期評価ではほとんど○で、短期評価では×が多いのはどういう意味なのか。

事務局：短期評価の場合、1日単位で評価を行うので、黄砂が飛来すると容易に基準を超えてしまう。一方、長期評価の場合は1年の平均値で評価を行うので、平均化すると基準を超えないものが多くなり、ほとんど○という評価になっている。

委員：61ページに生物多様性地域戦略の策定とある。これは是非がんばってほしい。また、65ページに「協力と連携」とあるが、これに広域連合のことも少し触れてほしい。特に生物多様性に関しては、連携していける部分が多いと思う。

事務局：生物多様性については、様々な部署に関係があるが、環境政策室が主体となって動物園、水族館などと連携をしながら2年ほどかけて作っていきたいと考えている。また、広域連合については、資料等を調べて盛り込む方向で検討したい。

委員：基本計画そのものではないが、温暖化の会議はどのような検討状況になっているか。

事務局：国の方針が決まり次第、それに基づいて数値の見直しを行っていく予定である。見直しの際に、できるだけ実現可能な数値目標にしてほしいという意見もうかがっているのですが、それも踏まえて検討していきたい。